

肝炎対策システム調達等業務機能要件書

1 システム要件

(1) システム共通要件

本システムは、更新処理中のデータであっても、他の端末から同一データの検索、参照、集計ができ、かつデータの保全性と読み取り一貫性が完全に保証される性能と信頼性を有し、当県のデータ量、ユーザー数を十分処理できるシステムであること。

ア 処理履歴の管理

処理日での管理が初回入力時から行われ、システム上で処理された処理履歴が参照できると同時に、操作ミスによる誤入力時にも変更・削除ができること。また、検索集計できること。

イ 各種用紙の出力

各種帳票は表計算ソフト等へ出力が可能で、容易に内容編集等が可能なこと。

ウ 統計機能

任意に指定した期間や予め設定した複数の項目で、各職員端末からリアルタイムかつ簡便に集計が可能であること。また、集計結果は、表計算ソフトで表示編集できる形式で出力できること。

エ 項目拡張機能

県による操作で将来的な項目追加が可能なよう、汎用項目の拡張機能を保持していること。
拡張した項目については、個人情報または施設情報に付随した情報として管理でき、また、検索による抽出等の処理が容易にできるものであること。

- ・個人番号を活用した情報連携（宛名統合システム等）との情報連携のための項目の出力対応をしていること。

- ・個人番号を活用した事務が可能なるよう、統合宛名システム等との情報連携のために必要となるデータの出力に対応していること。

- ・デジタル庁が開発した自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）のエクセル連携で使用するファイルレイアウト（デジタル庁 HP 掲載）に対応した項目の出力対応をしていること。

- ・各データの共用項目については、引用、参照できる機能を持つこと。

オ EUC(エンド・ユーザー・コンピューティング)機能

EUC 機能が用意されており、画面から抽出の条件や項目を指定してデータ抽出が可能なこと。抽出されたデータは、表計算ソフトで表示編集できる形式(CSV 等)に出力できること。

カ ユーザビリティ

入力等の事務が簡便であり、情報システムに係る専門的な知見を有しない者であっても取扱いが容易であること。

キ システムの入出力に係る負担の軽減

ショートカット、参照入力、入力項目の初期値の設定、ドロップダウン入力等が可能で、入出力負担軽減のための機能を備えること。

なお、初期値の設定やドロップダウンリストについては、権限をもつ県職員がマスタ項目を修正可能とすること。

ク 報告書作成機能

各事業の実績報告書等、国への報告資料として活用できる出力を可能とすること。

(2) システムの機能要件

以下の機能については、必ず機能に含めるものとする。その他の機能については、事業者提案及び県との協議をもって決定する。

ア 広島県肝炎ウイルス検査事業

- ・ 受検者のうち、HBs 抗原検査で「陽性」又はC型肝炎ウイルス検査で「現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者に関する情報(氏名・住所等個人情報、検査結果および受検医療機関等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 事業委託医療機関(医療機関名、住所および連絡先等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。

*事業内容の詳細は「広島県肝炎ウイルス検査事業実施要領」を参照

イ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業

- ・ フォローアップシステム登録者に関する情報(氏名・住所等個人情報、検査結果および受診医療機関等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 事業委託医療機関(医療機関名、住所および連絡先等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。

*事業内容の詳細は「広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領」を参照

ウ 広島県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- ・ 検査費用支給申請者に関する情報(氏名・住所・マイナンバー等個人情報、支給金額、助成回数および受診医療機関等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 検査費用支給申請者に対する検査結果通知書の出力が可能であること。

*事業内容の詳細は「広島県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を参照

エ 広島県肝炎治療特別促進事業

- ・ 肝炎治療受給者証交付申請者に関する情報(氏名・住所・マイナンバー等個人情報、疾病名、治療内容(薬剤名)、有効期間および受診医療機関等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 肝炎治療受給者証交付申請者に対して、肝炎治療受給者証もしくは不承認通知の出力が可能であること。
- ・ 指定医療機関(医療機関名、住所、連絡先、専門(肝臓・消化器・両方)・非専門の別および専門医氏名等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 審査支払機関からの医療費請求の CSV データを一括して取り込むことができること。
- ・ 償還払い請求者への支給金額を直接入力ができること。
- ・ 償還払い請求者に対する検査結果通知書の出力が可能であること。

*事業内容の詳細は「広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領」を参照

オ 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請者に関する情報(氏名・住所・マイナンバー等個人情報、疾病名、肝炎治療受給者証の有無、有効期間および受診医療機関等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 指定医療機関(医療機関名、住所および連絡先等)の登録、修正、検索、集計が可能であること。
- ・ 審査支払機関からの医療費請求の CSV データを一括して取り込むことができること。
- ・ 償還払い請求者への支給金額を直接入力ができること。
- ・ 償還払い請求者に対する検査結果通知書の出力が可能であること。

＊事業内容は「広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領」を参照

2 業務の内容

業務の詳細

ア 肝炎対策システムの設計・開発

広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループで実施する業務を踏まえ、最適なシステムの設計・開発を行うこと。

設計・開発にあたっては、広島県健康福祉局薬務課の必要書類作成等の意見を聴取して、最適化を行うこと。

イ 肝炎対策システムの導入

設計・開発したシステムを県の所有する端末で利用可能とすること。これらの端末については仕様書に記載のとおり更新が予定されているため、更新後の端末でも利用可能とすること。

利用に係る申請等において、県の要望により必要書類作成等の補助を行うこと。

ウ 肝炎対策システムのテスト

受託者は、スケジュールおよびテストにおける役割分担等を明確化した計画書を事前に作成し、令和8年3月6日(金)までに、以下のテストを完了させること。これらのテスト結果を報告書としてまとめ、県に提出すること。

- ・ 単体テスト：システムを構築するユニットが正しく機能すること。
- ・ 結合テスト：複数のプログラムやモジュールを同時に稼働させ、モジュールが結合した際に正しく動作すること。機能や操作の組み合わせが正しく提案書や計画書のとおり機能していること。
- ・ 総合テスト：本番環境に近い環境において、構築したシステム全体が正しく機能していること。機能や性能が提案書や計画書のとおり機能していること。
- ・ 受入テスト：本番環境において、システム全体が正しく機能すること。機能や性能が提案書や計画書のとおり機能し、使いやすいシステムとなっていること。

エ 維持管理に必要な体制の構築

本システムを維持管理するため、以下の保守管理業務を想定している。令和8年4月1日からこれらの保守管理業務を行えるよう、維持管理に必要な体制の構築を本事業内で実施すること。

(想定する保守管理業務)

- ・バックアップ

システムのデータや設定情報を定期的にバックアップし、データの損失やシステム障害に備える。

頻度：日次バックアップ

管理方法：バックアップ用のハードディスク上への保管

保管場所：1箇所以上

復元：要望に応じて最大3日前の状態まで復元

- ・メンテナンス

システムのアップデートや修正などのメンテナンスを定期的に行い、システムの安定性を維持する。

- ・障害対応

システムに障害が発生した場合には、迅速に障害の原因を特定し、適切な対処を行う。障害発生から復旧までの期日については、原則1週間以内とし、障害の程度、システムの仕様頻度に応じて県と協議の上、迅速に対応すること。

- ・ヘルプデスク

システム利用者からの問い合わせに対して解決策を提供し、必要に応じて業務運用支援の作業依頼を受け付けること。

本システムは、予め県に通知したメンテナンス等による計画休業を除き、開庁時間において、年中無休のサポート対応を提供すること。

- ・セキュリティ対策

セキュリティ対策を定期的の実施し、システムの安全性を確保する。

情報管理にあたっては、仕様書に記載の情報セキュリティ要件および「広島県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

- ・ドキュメント管理

受託者が提案によって用意するドキュメント(例：システムの設定や操作手順、トラブル対応手順など)について、適宜見直しを行い、必要に応じて更新する。

オ 委託期間内における保守管理、セキュリティ管理

委託期間内において、前項で示したような保守管理業務を実施する。

カ システム利用者の教育・マニュアルの作成

仕様書に記載するシステム管理者およびシステム利用者向けの研修を実施する。

キ 利用終了後のシステム再構築に伴う、本番データ移行等への対応

次の内容を踏まえ、システム利用終了後のシステム再構築に伴う、他業者システムやクラウドシステムに移行した場合に、事業者は、新規事業者に対し、円滑な更新ができるよう支援を行うこと。

- ・ファイルレイアウト(データ定義書等)の公開や更新後の新システムへの入力可能な形(汎用的なデータ形式)での出力をすること。

- ・事業者のみのシステムで扱うことができないデータ形式の場合は、汎用的なデータ形式にパソコンに詳しくない職員でも容易かつ迅速に変換可能なツール等を用意すること。
- ・データの抽出や移行、各データのレイアウト仕様書、その他必要な帳票類の提出等、広島県の求めに応じて、対応すること。
- ・サービス利用期間が終了した後(新システムへのデータ移行および整合性の確認が完了した後)のデータ管理は、広島県の指示を受けた後、データを復元できない形で適切に消去し、第三者による不正な閲覧・使用等が起これないようにサービス利用の範囲内で適切に対応すること(データ消去証明書の発行も含む)。